

平成 27 年度新宿区外部評価委員会第 1 部会 第 5 回会議要旨

<開催日>

平成 27 年 7 月 9 日（木）

<場所>

本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

加藤部会長、小池委員、福井委員、藤野委員、野澤委員

事務局（4 名）

小泉行政管理課長、羽山主査、三枝主査、榎本主任

説明者（6 名）

みどり公園課長、道路課長、環境対策課長、ごみ減量リサイクル課長、新宿清掃事務所長、教育支援課長

<開会>

【部会長】

それでは、第 5 回外部評価委員会第 1 部会を開催したいと思います。

本日は、計画事業の外部評価に当たり、お手元の進行予定表のとおり、ヒアリングを実施します。委員の皆様は、チェックシートが配られていますので、適宜メモ等の書き込みを行いながらヒアリングをしてください。

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を三つの部会に分けており、この第 1 部会のテーマは「まちづくり、環境、みどり」です。

私は、外部評価委員会第 1 部会会長の加藤です。部会の委員は、野澤委員、小池委員、藤野委員、福井委員です。

それでは、計画事業 43「道路・公園の防災性の向上」についてヒアリングを始めたいと思いますが、まず、事務局から体系説明をお願いします。

【事務局】

それでは、第二次実行計画の 156 ページをお開きください。上から 4 段目が、計画事業 43「道路・公園の防災性の向上」です。

本事業は、個別目標「災害に備えるまち」に位置付けられた計画事業であり、枝事業が三つあります。この個別目標は、減災社会を目指し、区民と区の協働により、災害に強い都市づくりや、地域ぐるみで防災に取り組んでいく体制づくりなど、災害に強い人とまちをつくり、安

安心して生活でき、逃げないですむまちを目指していくというものです。

この個別目標には基本施策が二つあり、一つ目が「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」、二つ目が「災害に強い体制づくり」です。この一つ目の「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」の中に、本事業が位置付けられています。

同じ基本施策の中には、先日ヒアリングを実施した計画事業42「建築物等の耐震性強化」、計画事業45「木造住宅密集地区整備促進」、計画事業46「再開発による市街地の整備」、計画事業44「道路の無電柱化整備」があります。

計画事業43「道路・公園の防災性の向上」は、地震や豪雨等の自然災害に強いまちづくりを推し進めるために、区の管理する道路・公園の整備を行い、防災性の向上を図る事業です。

事務局からの体系説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か補足があればお願いします。なければ、評価シートの内容について説明をお願いします。

【説明者】

みどり公園課長です。よろしくお願いします。

本事業は所管課が道路課とみどり公園課の二つに分かれています。まとめてみどり公園課から説明させていただきます。

事業の目的についてです。地震や豪雨等の自然災害に強いまちづくりを推し進めるために、区が管理する道路・公園の整備を行って、防災性の向上を図るということを目的としています。

本事業は、大きく三つに分けることができます。

まず一つが、道路・公園の治水対策です。治水対策は、道路や公園において、経年劣化等により防水機能が低下した舗装の機能回復や、新たな雨水浸透貯留施設の整備を行います。具体的には、道路において、過去に水害が発生した箇所を中心に、透水性舗装の更新を行います。透水性舗装ではない場所については、初期の道路冠水を防ぐために、新たに透水性舗装に切り替える工事を行っています。公園の場合、区立公園の多くが園内に雨水浸透ますや浸透管を整備しており、一定の雨水浸透機能を備えています。さらに、地下地盤に雨水貯留槽を整備し、大雨が降った際に雨水をためることができるようになっています。

治水対策の目標設定については、道路については平成27年度までに1万㎡を整備します。単年度では2,500㎡相当を整備するという目標で、平成26年度の実績は2,524㎡です。公園については、300㎡の整備を平成26年度までに計画どおり完了しています。

続いて、道路・公園擁壁の安全対策について、ご説明します。

区は、高低差がある地勢の特性上、道路や公園が崖や擁壁に隣接している場合、区民の生命が脅かされることがないように、災害対策を講じています。具体的には、道路の崖や擁壁の健全度調査を行い、改修が必要と判断された場合には、改修工事を迅速に進めるほか、改修の必要はないが経過観察を要する擁壁の場合は、職員等による定期点検を進めています。現在、点

検の対象となっている擁壁は、道路で5か所、公園で10か所あります。それらを定期的に職員が点検しています。職員による点検は目視が主で、はらみや亀裂の有無をチェックし、欠陥については毎回記録をとり、状況に変化がないか確認しています。現時点では大きな問題は発生していません。ただし、新宿中央公園の一部の石積み擁壁に亀裂を生じていますので、平成26年度に設計を行い、平成27年度は改修工事を行う予定です。

続いて、公園における災害対応施設の整備についてです。公園は、日常的には区民の憩いの場や遊びの場として利用いただいておりますが、近年は地震等の災害の避難場所、一時集合場所といった災害活動の拠点としての機能も重視されています。このため、本事業では公園の災害対応機能を高めるために、比較的規模の大きい公園を対象に災害用トイレの整備を行っています。平成24、25年度の2か年において、4か所の公園で5基ずつ、計20基の災害用トイレを整備しました。

みどり公園課からの説明は以上です。

引き続き、道路課から説明します。

【説明者】

道路課長です。よろしくお願いします。

初めに、透水性舗装についてご説明します。

透水性舗装等の整備については、年間2,500㎡ずつ行っているものです。

具体的な施工についてお話ししますと、一般のアスファルト舗装と透水性舗装を比べると、透水性舗装はアスファルトの粒が大きく、骨材との間に隙間があって、雨水を地中にしみ込ませることができる構造になっています。一般のアスファルトの舗装の場合、両側のL型側溝に排水し、そこから雨ますに雨水を誘導して、雨ますから下水本管に流れるという構造になっています。透水性舗装は、そこから更に、地中に水を浸透させるという構造になっています。

続いて、道路の擁壁の安全対策についてご説明します。

道路の擁壁は、区内14か所あります。そのうち、定期点検等を行った結果、ランクが3に分類された場所、つまり危険ではないものの注意して観察していく箇所が5か所ほどあります。この箇所について、毎年、職員で点検を行っています。

【説明者】

みどり公園課長です。

ご参考までに、平成27年度に工事を実施する新宿中央公園の擁壁の写真をお見せします。

これはかなり高い擁壁で、平成23年に亀裂の補修をしたのですが、少し緩んできてしまっていて、ひびや亀裂が出てきています。これについては、擁壁をもう少し低く、段々の形にします。平成26年度に設計して、平成27年度に工事を行います。

災害用トイレの写真もお見せします。それぞれのマンホールところにテントを設置して、それが災害用トイレになるのですが、地域の方々向けに災害用トイレの説明会を実施し、実際に組み立てていただくなどの取組を行っています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それではただいまの説明について、何かご質問等がありましたらお願いします。

【委員】

トイレなのですが、どうやって水が流れるのでしょうか。

【説明者】

みどり公園課長です。ためておいた水を手動ポンプで揚水して、下水に流します。

災害時には、1回の使用ごとに水を流すということではなく、ある程度、間隔を置いて流していきます。使用量にもよるのですが、30分ぐらいに1回ぐらい、ためた水で一気に流すということで、普通の水洗トイレのように、使う都度流すという形ではないものです。

【委員】

各指標の最終的な目標はどうなっているのでしょうか。

【説明者】

道路課長です。透水性舗装を施工する箇所ですが、基本的に水の被害が出たところに施工を行います。近年でいうと、早稲田鶴巻町において下水から水があふれたことがありましたので、平成26年度に施工を行いました。

透水性舗装に関しては、区内全域の一定程度に施工しています。

施工を行った道路についてはメンテナンスをしていますが、メンテナンスしても透水機能が回復しないという道路があります。そういった経年劣化があった場合には、舗装をやり直しています。

【説明者】

みどり公園課長です。公園については、「東京都豪雨対策基本方針」に基づく豪雨対策を計画的に実施しています。平成21年に東京都総合治水対策協議会が策定した流域ごとの豪雨対策計画されたのですが、この計画で、平成29年度までにおおむね時間55mmの豪雨に対応するという目標を立てています。その目標の達成のためには、新宿区では新たに9.3万 m^3 の雨水流出抑制が必要になり、区立公園においては1,785 m^3 の雨水流出抑制が必要となります。

平成26年度において、この目標を達成しています。今後も、更に改修を行っていきたいと考えています。

【委員】

災害用トイレについては目標値があるのでしょうか。例えば、災害が起こったときに、どれほどの人数に対応できるのでしょうか。

【説明者】

みどり公園課長です。災害用トイレについては、目標を定めるのがなかなか難しいと感じています。ただし、住民の方々と話し合いながら、必要数をその場所に設置していこうと考えています。

【委員】

道路が陥没してしまっているところがあり、恐らくガスや水道などの工事をした後の埋め戻しがうまくいっていないように思うのですが、このような事態にはどのように対応しているのでしょうか。

【説明者】

道路課長です。透水性舗装をする際に陥没してしまうということはないと考えています。

業者による工事の場合でも、施工時に区が道路状況を確認していますし、工事以外のときも日常的に道路状況を観察しています。また、区民の方からの通報で現場を確認するということもしています。そういったときに現場を確認して、陥没等があれば区のほうで対応しています。

もし、埋め戻しが悪いということであり、原因者が特定できれば、その原因者に舗装道路を直してもらっています。

【部会長】

東京都豪雨対策基本方針により、1時間当たり55mmの豪雨に対応することを目指すとお話がありました。最近是非常に大きな豪雨が発生するようになりました。それでも、55mmで足りているのでしょうか。

【説明者】

道路課長です。55mmの内訳は、河川と下水で50mm、総合的な治水で5mm、計55mmとなっています。それまで、時間雨量50mmに対応するべく取り組んできましたが、豪雨対策ということで時間雨量55mmに取り組んでいるところです。

今後の対策ですが、豪雨対策については、30年後ほどを見越して、時間雨量75mmに上げて対応していこうと考えています。これは、すぐにとということではなく、30年後を見据えて徐々に進めていくということに取り組んでいきます。

【部会長】

よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

【事務局】

それでは、計画事業50「ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進」について、体系説明をします。第二次実行計画の158ページをお開きください。上から5段目が、計画事業50「ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進」です。

本事業は、個別目標「環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち」に位置付けられた計画事業であり、四つの枝事業があります。この個別目標は、ごみの減量、リサイクルしやすい商品の利用、無駄の少ないエネルギー利用など、日々の暮らしの中で、できる限り環境に負荷をかけない生活スタイルを確立するとともに、きれいなまちづくりに取り組むことにより、環境と調和するまちをつくり、未来に引き継いでいくというものです。

この個別目標には基本施策が四つあり、一つ目が「資源循環型社会の構築」、二つ目が「地球温暖化対策の推進」、三つ目が「良好な生活環境づくりの推進」、四つ目が「環境問題への意識啓発」となっています。この一つ目の「資源循環型社会の構築」の中に、本事業が位置付けられています。

計画事業50「ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進」は、持続可能な資源循環型社会の構築のため、ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進を図るための事業です。

事務局からの体系説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

ただいまの体系について、何か補足があればお願いします。なければ、評価シートの説明をお願いします。

【説明者】

新宿清掃事務所長です。よろしくお願いします。

それでは、計画事業50「ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進」についてご説明します。

まず、平成26年度の主な実施内容についてです。平成26年10月から、区内一部の地域で資源回収方法の見直しを行いました。これまで、びん、缶、ペットボトル、スプレー缶等の資源物については、区内約3,600か所の回収拠点でコンテナやネットを設置して回収してきましたが、燃やすごみ等を出す約2万300か所の集積所に、品目ごとに袋に入れて回収するという方式に変更しました。この変更のために、地域ごと、個別団体ごとに説明を行いました。また、区民の皆さまへの周知ということで、チラシの全戸配布を2度ほど行いました。事業系のごみの減量推進については、事業主への廃棄物の処理や義務等を正しくご理解いただくために、廃棄物管理責任者の研修として、平成27年3月からe-ラーニングの運用を開始しました。

これらの取組に対する評価についてです。

今までの回収方法では、資源の排出時の騒音や、排出量の増加等に伴うコンテナの設置数の増加ということがありました。また、高齢者や障害者の方々に資源の排出をお願いする場合に、近くに排出できる場所が少なかったために、不燃ごみの中に入れてお出してくださいというご案内をやむなく行ってきました。しかし、回収方法が変わり、排出しやすい集積所をご利用いただいたことにより、回収量の増加、金属、陶器、ガラスごみの量の減少、資源化の推進が図られました。

今後の方向性ですが、モデル実施の結果等を受け、平成27年4月より、資源回収の見直しを全地域で実施しています。地域によっては、集積所が混乱していたり、周知が行き届いていないようなところも若干ありますので、周知や排出指導を継続していきます。また、平成27年度から、金属、陶器、ガラスごみなどの中に火災原因物や資源物などが入っているという状況を踏まえ、清掃職員によるピックアップ方式による回収なども検討して、更なるごみの減量、資

源化を進めていきます。

説明は以上です。

【説明者】

ごみ減量リサイクル課長です。

私からは、ごみ発生抑制の推進と3R推進協議会の運営について説明させていただきます。

ごみ発生抑制の推進として、3R推進協議会の運営を支援しています。平成20年度に発足した3R推進協議会は、スーパー、デパート、商店会などの事業者、清掃協力隊やNPO法人などの区民団体、及び区で構成されていて、現在29団体となっています。

平成21年に3R推進共同宣言を行って、毎年団体ごとの3R推進行動計画書を作成して公表しています。

また、秋には新宿駅西口の地下のイベント広場で、3R推進キャンペーンイベントを開催しています。そこでは、3Rに関する展示発表や普及啓発、情報提供を行っています。

さらに、新宿エコ自慢ポイントという取組も行っています。こちらは、レジ袋の辞退や環境に配慮した行動をポイントにして、ポイント数に応じた景品を差し上げる取組で、平成26年度は、新規登録者が210名、累積登録者が1,920名となっています。

平成26年度の成果と指標についてです。このような普及啓発活動による区民のごみ発生に対する意識の醸成度を測る一つの目安として、指標3「買い物の際、レジ袋を断る方が多い、もしくはほとんど受け取らない人の割合」を設定しており、区政モニターアンケートにおいて、その値を調査しています。平成26年度では、目標値50%に対し、実績は28.5%となっていますが、アンケートの回答では、「受け取る」と「断る」の半々と答えている方もいて、その方も含めれば50%を超えます。そういったことで、ごみも減少していることから、一定の成果は上がっていると評価しています。

今後の取組ですが、ごみ減量とリサイクルの推進を進めていくためには、情報発信や啓発を継続して行っていく必要があると考えています。引き続き、新宿エコ自慢ポイントの登録者の拡大やキャンペーン等の充実に取り組んでいきます。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

まず、目標値はどのように設定されたのでしょうか。

【説明者】

新宿清掃事務所長です。目標設定については、資源化率を向上させていく目安として設定しました。ただ、平成26年度の実績は21.6%というところで、目標値には届いておりません。

【委員】

e-ラーニングについて、もう少し詳しくご説明いただけますか。

【説明者】

新宿清掃事務所長です。e-ラーニングですが、これは事業者の方への指導啓発のためのもの

のです。建物の床面積3,000㎡以上の事業者については講習等の義務が課されており、3年に一度の研修、講習を受けていただくことになりますが、その対象ではない方にも、廃棄物等をきちんと管理していただく必要があります。そこで、そうした方が、インターネットで廃棄物の処理を気軽に学んでいただけるよう、e-ラーニングを導入しました。

【委員】

産業廃棄物について、詳しくご説明ください。

【説明者】

ごみ減量リサイクル課長です。事業者が出す廃棄物の一部が産業廃棄物であり、廃棄物に関する法律において、例えば金属、化学繊維、ゴム製品などと定められています。一般の家庭から出すごみは、全て家庭の一般廃棄物という扱いになっています。

【委員】

そうすると、事業者からは、回収料をとっているのですか。

【説明者】

ごみ減量リサイクル課長です。小規模の事業者については、有料ごみ処理券を張ったものを一定の量まで区が収集しています。有料ごみ処理券の販売代金は区の収入になっています。

【委員】

スーパーやデパートなどではマイバッグを推進していることが多いですが、コンビニエンスストアでは、レジ袋を渡されることがほとんどです。コンビニエンスストア向けの啓発は行っているのでしょうか。

【説明者】

ごみ減量リサイクル課長です。たしかに、スーパーなどでは、レジ袋を辞退するとポイントが付いたり、値引きされることがあり、非常に積極的にご協力いただいているところです。しかし、コンビニについては、そういったことが難しくなっています。

区でも、コンビニに対してレジ袋の辞退についてももう少し呼び掛けていかなければならないと考えています。また、都と特別区、都内市町村等で、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けてごみ発生抑制をもっと考えていこうと、平成27年度から検討を始めています。

【委員】

袋を用意するのもサービスの一環だという考えもあると思います。袋をうまく利用する方法も考えていただきたいと思います。

【説明者】

ごみ減量リサイクル課長です。ご指摘のとおり、有効に活用できる方法をいろいろ研究していく必要もあるのではないかと考えています。

【委員】

ルールを守らないようなごみの出し方をされた場合、どのように対処しているのでしょうか。

【説明者】

新宿清掃事務所長です。燃やすごみの中にびんや缶が入っているということがかなり多くあ

ります。そういった場合、収集職員はそのごみを回収せずに、シールを張って残します。その後、指導を行う専門の班が出動し、ごみの中身をあけて内容物を調べます。そして、排出者が特定できた場合には、そのごみをお持ちした上で指導を行います。

それから、粗大ごみを一般ごみとして出された場合、粗大ごみであるというシールを張って、回収せずに現場に残しておきます。何日か残しておく場合もありますが、先ほどのような方法で職員が個々に指導しています。

【委員】

集合住宅にお住まいの方は若い方が多いのですが、なかなかごみのルールを守らない方がいます。ルールを守らない人は、シールが貼っているぐらいでは気がつかないと思います。例えば、この集積所にはいつ何度違法な廃棄物が出されたということ、看板などで表示するなどしなければ分からないのではないのでしょうか。

【説明者】

新宿清掃事務所長です。単身世帯が多い集合住宅では、しっかりルールを守ってくれている方もいらっしゃるのですが、分別についてのルールが守られていないケースが多いです。

集合住宅の場合は、マンションの管理事務所などに話をさせていただき、排出者への指導が必要な場合には、一緒に立ち会っていただいています。

【委員】

この春からごみの回収方法が変わりましたね。これは、ごみの減量が目的なののでしょうか。それとも、資源回収が目的なののでしょうか。

【説明者】

新宿清掃事務所長です。今回の資源回収の見直しは、資源化を推進するということで、びんや缶等の資源になるものをきちんと適正に収集するという目的は確かにあります。ただ、ごみの減少ということについては、前年度と比べて、金属、陶器、ガラスごみが3割弱減少しています。

今回、資源回収の見直しを行った結果、相乗的に資源物が集まり、また、本来ごみの中に入っているはずの資源が抜けました。新宿の清掃の基本的な考え方は、ごみを減量することにあります。資源については、各地域において力を入れていただいています。基本的にはごみの減量につながる施策を一番に考えています。

【部会長】

指標3ですが、レジ袋に関する指標を設定するのは非現実的なのではないかと思っています。例えば、3R推進協議会の活動や団体数を指標にするほうが分かりやすく、現実的ではないでしょうか。

【説明者】

ごみ減量リサイクル課長です。ご指摘のとおり、指標3については、なかなか実績を経年で比較していくのが難しいと思っており、現在見直しを検討しています。今後、指標の設定を工夫していきたいと思っています。

【委員】

毎年200件指導を行っているということですが、重複して指導することもあるのですか。

【説明者】

新宿清掃事務所長です。毎年の指導については、重複していません。新宿は小さい事業者の入れ替わりが激しいので、同じ住所地であっても、違う事業者になっていることが多いです。

【部会長】

ありがとうございました。

<新宿清掃事務所長 退室>

【事務局】

それでは、計画事業54「路上喫煙対策の推進」について、体系説明をします。

第二次実行計画の159ページをお開きください。上から9段目が、計画事業54「路上喫煙対策の推進」です。

本事業は、個別目標「環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち」に位置付けられた計画事業です。この個別目標は、先ほどヒアリングを行った計画事業50「ごみ発生抑制を基本とすごみの減量とリサイクルの推進」と同様です。この個別目標には基本施策が四つあり、一つ目が「資源・循環型社会の構築」、二つ目が「地球温暖化対策の推進」、三つ目が「良好な生活環境づくりの推進」、四つ目が「環境問題への意識啓発」です。この三つ目の「良好な生活環境づくりの推進」の中に、本事業が位置付けられています。同じ基本施策の中には、先日ヒアリングを実施した計画事業53「清潔できれいなトイレづくり」があります。また、明日ヒアリングを実施する計画事業55「アスベスト対策」があります。

計画事業54「路上喫煙対策の推進」は、受動喫煙やたばこの火による被害を防止するため、地域等との協働によるキャンペーンや、パトロールによる指導を継続的に実施するとともに、区民、事業者、来街者等に広く路上喫煙禁止の普及啓発を行い、あわせて、吸い殻のポイ捨てのないきれいなまちづくりを進めるための事業です。

事務局からの体系説明は以上です。

【部会長】

それでは、評価シートの説明をお願いします。

【説明者】

引き続き、ごみ減量リサイクル課長から説明させていただきます。

手段、実施内容等についてです。区は、平成17年度から、「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」を制定し、区内全域を路上喫煙禁止にしています。この条例において、特に美化推進重点地区を設けていますが、その地区である新宿駅東口・西口及び高田馬場駅において、区民との連携によるポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーンや、路

上喫煙対策協力員による啓発活動を実施して、周知を徹底しています。さらに、ポスターやステッカーの掲出や路面標示タイル、標識などにより周知啓発を図っており、また、業務委託の路上喫煙パトロールによる喫煙者への指導啓発も行っています。

目的、指標等ですが、駅周辺の路上喫煙率、駅周辺以外の生活道路の路上喫煙率を、平成27年度末に0.5%以下にすることを目標にしています。各路上喫煙率は、それぞれ業務委託により、駅周辺40か所と生活道路30か所において測定し、その平均を実績としています。

駅周辺での路上喫煙率は、平成26年度では、目標よりも低い喫煙率を達成しています。また、生活道路の路上喫煙率については、年の平均としては平成25年度の実績より若干上回っているのですが、年度最後の測定ではそれを下回る結果になっており、一定の成果が出ていると考えています。

進捗状況及び今後の取組ですが、平成26年度は路上喫煙パトロールの本格的な運用のため、駐輪整理指導との連携により、路上喫煙パトロールについては転倒自転車の整理や駐輪場の案内も行っており、駐輪指導員については喫煙所の案内や路上喫煙者に対する注意なども行っています。また、区が設置している喫煙所は8か所あるのですが、東南口新宿駅、西武新宿駅前喫煙所については人が非常に多く、間仕切りも十分ではないということで、移転の協議を行っています。あと、信濃町駅前喫煙所に関しては、平成26年度に、JT（日本たばこ産業株式会社）の協力により間仕切りを設置するとともに、面積を広げて、受動喫煙に配慮した喫煙所として改修を行いました。

今後については、路上喫煙パトロールの駐輪場整理指導との連携の徹底や、生活道路への対策など、効果的・効率的な取組に努めていきます。また、喫煙所の改修など、受動喫煙対策についても引き続き進めていきたいと考えています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、ただ今のご説明について、何かご質問がありましたらお願いします。

【委員】

目標値の0.5%以下とはどういうことなのでしょう。

【説明者】

路上喫煙率調査を委託により実施しており、駅周辺40か所と生活道路30か所において、定点に計測員を配置し、調査しています。例えば、1時間1,000人集計して、そのうち10人が喫煙していれば、1%ということになります。ですので、0.5%というのは1,000人当たり5人、100人当たり0.5人吸っているということです。

【委員】

指標1ですが、平成24年度は実績が0.2%となっていますね。

【説明者】

駅周辺については、既に目標の0.5%を達成しており、平成25年度は0.2%の喫煙率で、平成

26年度は0.17%となっています。生活道路については、平成25年が0.6%、平成26年度は0.74%ということで、こちらはまだ目標の0.5%を達成できない状況にあります。

【委員】

それでも、随分下がっているのですね。

【説明者】

平成17年に路上喫煙対策を始めた当初は、駅周辺で4%ほどあったのですが、いろいろな対策の結果、かなり改善しています。しかし、場所によっては、0.8%ほど吸っているところもありますので、更なる改善は必要と考えています。

【委員】

0.5%の中には、路上喫煙している人と、喫煙所で吸っている人も含まれるのですか。

【説明者】

区が指定している喫煙所に関しては、路上喫煙として禁止の対象にしておりませんので、0.5%の中には入っていませんし。

【委員】

0.5%にした根拠というものはあるのですか。

【説明者】

そもそも、健康増進法の関係で、駅やオフィスの喫煙所などがほとんどなくなってしまいました。それで、喫煙者がみんな路上に出てきてしまった結果、受動喫煙が非常に問題となりました。区に対しても対策を要望する声が多く寄せられ、その際に、現状と比べて少なくとも10分の1には抑えようということで設定したかと思います。

【委員】

0.5%が目標という、何か少し分かりにくい感じがします。目標という、100%に向けて前進していくのが通常だと思うのですが。

【委員】

数的にも喫煙者が少なくなっているようですが、喫煙率を計算するだけでもかなりの金額がかかると思います。これだけの金額をかける必要があるのかなと思ってしまいますが。

【説明者】

路上喫煙ですが、区が指定した喫煙所を除いて、全ての区道、都道、国道などでの路上での喫煙を禁止しています。中でも、特に生活道路というのは、子どもたちも通学路として使うこともありますので、路上喫煙率を更に下げていく必要があると考えています。

そういった中で、やはり喫煙率調査は、区の活動の成果を測るために必要なことと考えています。路上喫煙率の平均値は低くなりましたが、季節や状況によって部分的に路上喫煙率が高いところがあります。そうしたところに啓発物を多く貼ったり、路上喫煙パトロールが定期的に巡回しています。そのために喫煙率の調査は非常に重要な調査であり、調査結果を有効に利用しています。

【部会長】

事業費の主な用途は、路上喫煙調査やパトロール、キャンペーンなどでしょうか。

【説明者】

一番金額が大きいのが路上喫煙パトロールです。ほかにも、路上喫煙キャンペーンにかかる費用、吸い殻等の区の喫煙所の管理に関する費用、路面シートやステッカー、路面タイル、標識といった啓発物の設置や維持管理に要する費用などがあります。

【部会長】

喫煙率の調査は、現地を見回った方が計測するのですか。

【説明者】

調査は委託によって行っています。駅周辺40か所、生活道路30か所に調査員を配置して、何人喫煙しているか計測し、その結果を集計しています。

【委員】

路上喫煙については効果が上がっていると思いますが、代わりに、公園で喫煙をする方が増えているように思います。みどり公園課などと連携して、対策を考えることなどできませんか。

【説明者】

たしかに、そういったことはあるかと思います。ですので、みどり公園課に当課で作成した喫煙禁止の啓発物などを渡したり、情報提供を行ったりと、互いに協力しています。今後も、連携しながら喫煙対策は進めていきたいと考えています。

【委員】

パトロールは何人で実施されているのでしょうか。

【説明者】

路上喫煙パトロールについては、パトロール員が早番と遅番と分かれていて、平日は早番も遅番も8組16名で行っています。休日は平日の半分の体制で行っています。あと、監督員が2名います。そういった形でパトロールを行っています。

【委員】

監督員というのは区の方ですか。

【説明者】

委託業者ですが、経験豊富な路上喫煙パトロール員等から選任しています。早番、遅番に一人ずつ監督員が付いています。

【部会長】

パトロールの方の中には、地元の方がいらしたりする場合がありますのですか。

【説明者】

委託業者から、パトロール員の個人情報の提供を受けていませんので、区民かどうかまでは把握できない仕組みになっています。

【部会長】

地元との協働ということがありますが、それは路上喫煙禁止キャンペーン活動についての協働ということですね。

【説明者】

路上喫煙禁止キャンペーン等については、町会や商店街、地元の企業にもたくさんご参加いただいています。そういう形で、地元との連携強化を行っています。

【部会長】

分かりました。

どうもありがとうございました。

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

【事務局】

それでは、計画事業51「地球温暖化対策の推進」について、体系説明をします。

第二次実行計画の159ページをお開きください。上から1段目が、計画事業51「地球温暖化対策の推進」についての記載があります。

本事業は、個別目標「環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち」に位置付けられた計画事業で、三つの枝事業があります。この個別目標は、先ほどヒアリングを実施した計画事業50「ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進」及び計画事業54「路上喫煙対策の推進」と同様です。この個別目標には基本施策が四つあり、一つ目が「資源循環型社会の構築」、二つ目が「地球温暖化対策の推進」、三つ目が「良好な生活環境づくりの推進」、四つ目が「環境問題への意識啓発」となっています。この二つ目の「地球温暖化対策の推進」の中に、本事業が位置付けられています。同じ基本施策の中には、先日ヒアリングを実施した計画事業52「道路の温暖化対策」があります。

計画事業51「地球温暖化対策の推進」は、「新宿区第二次環境基本計画」における基本目標である、「地域、地球環境に配慮した環境都市づくり」の達成に向け、区民、事業者及び区がCO₂排出量削減に向けた積極的な取組を行うとともに、それぞれが連携することで、「持続可能な環境都市新宿」の実現を目指していく事業です。

事務局からの体系説明は以上です。

【部会長】

ただいまの説明について、何か補足があればお願いします。なければ、評価シートの説明をお願いします。

【説明者】

環境対策課長です。よろしく申し上げます。

それでは、計画事業51「地球温暖化対策の推進」についてご説明します。

本事業は、新宿の温暖化対策を進めるための手段として、省エネを進めるとともに、温室効果ガスである二酸化炭素の排出量を減らすために、区民や事業者の取組への支援、区による率先した取組をしています。平成26年度は、それぞれ多くの事業を実施していますが、今回、指標を設定している事業を中心にご説明させていただきます。

初めに、みどりのカーテンの普及事業です。平成20年度から区民、事業者及び区有施設において取り組むみどりのカーテンプロジェクトを始めました。ゴーヤなどのつる性の植物による自然のカーテンで陽射しを和らげ、葉から水分を蒸発させて、気温の上昇を抑えるとともに、涼しさを演出しています。毎年度約2,000枚のみどりのカーテンを育てています。特徴的であるのが、ゴーヤの種や苗を配布するというだけでなく、育て方の意見交換会、ゴーヤを使った料理教室、土のリサイクル講座、上手にできた家のカーテンに対する表彰など、年間を通して取り組めるプログラムであるということがあります。それから、企画運営については、講師の方は、全て区民、事業者、NPOの方々、地域の方々が担っています。

次に、新宿エコ隊の事業です。こちらは平成20年度から実施していますが、二酸化炭素の排出を減らすために、家庭や事業者で省エネに取り組む方々を新宿エコ隊に任命して、CO₂削減チェック表を提出していただいています。

現在3,800人ほどのエコ隊の隊員の方々に年に2回程度、環境情報や環境イベントなどを掲載したエコ隊通信を送付し、省エネの普及啓発に努めています。

それから、省エネルギー診断の事業です。こちらは平成19年度から始めていますが、中小企業の事務所、店舗、工場、テナントビルなどを対象に調査票や使用電力量の監視装置を設置して、その調査結果を基に現地調査を行い、無料で省エネ診断を実施しています。省エネ診断後はエネルギー使用に関する問題点を指摘して、コストの削減と省エネのための改善策を提案しています。なお、平成26年度の実績は3件でした。

最後に、「新宿の森」でのカーボンオフセット事業です。この事業ですが、区外の新宿の森における森林整備事業によって、二酸化炭素の吸収をします。その吸収量と、区内の二酸化炭素の排出量を相殺するという事業です。「新宿の森・伊那」では、平成21年度から長野県伊那市の市有林を、毎年30ヘクタール程度間伐して、平成26年度は447.2トンのCO₂を吸収しました。また、利根川の水源地である群馬県の沼田市と、多摩川の水源地である東京都のあきる野市に開設した新宿の森では、平成22年度に植林を行い、以降、森林整備を実施してカーボンオフセットを推進しています。

これらの四つの指標のうち、中小事業者向けの省エネ診断以外は目標を達成することができました。また、地球温暖化対策の事業の中には、ほかにも区民向けの省エネルギー、省エネルギー機器の設置助成の事業がありますが、その件数は少し伸び悩んでおり、そのため、この事業全体の予算執行率は低くなっています。このように、目標達成度が低い事業もありましたが、区民、事業者、行政がそれぞれの立場で温暖化を積極的に推進するとともに、互いに連携して温暖化に取り組んでいるので、総合的には計画どおりの事業が遂行できたと考えています。

今後についてですが、温暖化がこのまま進めば、自然災害、食料不足、感染症の蔓延など重大な事態が発生します。世界的に対策が急がれているというのが現状です。したがって、新宿区においても、温暖化対策の推進は今後も引き続き、区民、事業者、行政が協働して継続的に取り組む必要があると考えています。

なお、区民向けの省エネ機器導入助成は、少し件数が減っていますが、今後、区民のニーズ

や、国や都の動向などを見ながら、補助対象、補助件数の見直しを図っていきます。

また、中小事業者への支援も、事業者のヒアリング調査などを行って、事業者にとってもっと利用しやすく、事業活動の励みとなるような制度となるように検討を進めていきたいと考えています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それではただいまのご説明について、何かご質問がありましたらお願いします。

【委員】

指標3の省エネルギー診断実施件数の実績が非常に少ないのですが、原因は何ですか。

【説明者】

対象が中小規模の事業者であり、なかなか省エネ診断を受けるゆとりがないということがあります。中規模事業所の中でもある程度大きいところは、同じような事業を都の関係団体が進めていて、事業が競合しているということもあり、件数が少なくなっています。

【委員】

それについての改善は何かお考えですか。

【説明者】

区の提供するメニューが中小企業にとって使いづらいのではないかと考えています。企業の方々に、どういう事業形態であればご利用いただけるのかということは今伺っています。また、申請しづらいということもあろうかと思しますので、申請が簡易にできるよう改善することも考えています。

結局、自分たちの経営改善や利益などに結びつかなければならないということもありますので、どういう形で区が助成したらいいのか、中小企業は何を望んでいるのか、ということ进行调查しているところです。

【部会長】

先ほど、事業の競合というお話があったのですが、詳しくお聞かせください。

【説明者】

都の関係団体が同じような事業を展開しているのですが、向こうの方が少し大きい規模の企業を対象に行っています。区は、もう少し規模の小さい企業を対象を移していきたいと考えています。

【委員】

どんな診断をなさっているのでしょうか。

【説明者】

まず、年間の電気の使用量や、どういう機器を設置しているかという調査票を出していただきます。それから、電気をどのくらい使用しているかという機器である使用電力量監視装置をその事業所に一定期間設置して、どのくらい電気を使っているかというものを実際に計測しま

す。その後、区が委託している専門業者が訪問して、実際に現場を見て、お話を伺いながら、どういう問題があるかということを探っています。

【委員】

それは電気だけですか。

【説明者】

基本的にはエネルギー全般に関することです。

商工会議所新宿支部が中小企業者を対象にアンケートを行ったところ、最近の電気料金の値上がりの影響が非常に大きいため、省エネに取り組んでいくということがあります。そこで、区としても省エネ診断を実施しているところです。

【委員】

どうして小規模事業者に目を向けたのですか。

【説明者】

小規模事業者だけでなく、家庭も対象にしています。家庭にも、電気使用量測定機器の無料貸出しを行っており、省エネナビ、あるいは個別測定器を貸し出して、独自に計測していただきます。そして、例えば、エアコンの電気使用量が多いということがあれば、それぞれの家庭で対応していただくというようにしています。中小事業者の方は、それより少し規模が大きく、業務用の使用電力量監視装置を付けて省エネ診断をしています。

【委員】

では、家庭と小規模事業者と、それぞれ行っていらっしゃるということですか。

【説明者】

新宿区の場合、産業部門と民生部門と運輸部門の中で、民生部門の電気使用量が大きくなっています。その民生部門の中でも、家庭部門と業務部門とに分けて、家庭と事業所に対してそれぞれ省エネの取組を進めていますが、大企業は独自に取り組んでいらっしゃるので、中小事業者を対象に事業を進めています。

【委員】

みどりのカーテンですが、私は毎年参加させていただいています。最初はすごく真新しかったのですが、だんだん慣れてきてしまって、普及してきているとは思いますが、少し見直したほうがいいのではないかと思います。その辺りはいかがですか。

【説明者】

みどりのカーテンの取組は普及してきたように思います。しかし、ゴーヤやアサガオといった植物を育てるということに関心が向いてしまって、地球温暖化対策という意識が薄れてきてしまったように思います。

そのため、土に差すプラスチックの板を作成し、これは温暖化対策事業に協力している事業であるという表示をしています。

引き続きみどりのカーテンを増やしていくのか、今、見直しの時期にあると思います。今後、検討していきたいと思います。

【委員】

診断の件数が少ないということですが、ISO取得との関係はどのようなのですか。

【説明者】

ISOの取得の助成を行っており、そちらについても大分行き渡ってきましたが、なかなか件数は伸びていません。ただ、省エネ診断は、区としては温暖化対策ですが、事業者にとってコストの削減にもつながりますので、これも力を入れて進めていきたいです。

【部会長】

区民向けの省エネルギー機器の設置助成が減少傾向にあることについて、どのようにお考えでしょうか。

【説明者】

特に太陽光発電システムですが、平成25年度頃までは、かなりの実績がありました。ところが、ある程度行き渡ってしまったためか、その後実績が下がってきてしまっています。太陽光発電の補助金額が大きいので、それに伴い、予算上の落ち込みがあります。ただ、家庭用燃料電池「エネファーム」については最近増えてきています。

国や都でも補助を出しているということもありますので、国や都の動向も見ながら、区がどういう助成をすれば、区民の方が省エネ機器を導入してくれるのかを今検討しています。

【部会長】

なかなか難しいですね。

【説明者】

新宿区の場合、太陽光を受ける場所がほかの自治体に比べると少ないということがあります。また、環境に関心の高い方々は、既に設置していただいているということもありますので、太陽光発電の設置は、なかなか難しいのではないかと考えています。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、次の事業に入りましょう。

<教育支援課長 入室>

【事務局】

それでは、計画事業56「環境学習、環境教育の推進」について、体系説明をします。

第二次実行計画の159ページをお開きください。下から4段目が、計画事業56「環境学習、環境教育の推進」です。

本事業は、個別目標「環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち」に位置付けられた計画事業です。この個別目標は、先ほどヒアリングを実施した計画事業50「ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進」、計画事業54「路上喫煙対策の推進」、計画事業51「地球温暖化対策の推進」と同様です。

この個別目標には基本施策が四つあり、一つ目が「資源循環型社会の構築」、二つ目が「地球温暖化対策の推進」、三つ目が「良好な生活環境づくりの推進」、四つ目が「環境問題への意識啓発」となっています。四つ目の「環境問題への意識啓発」の中に、本事業が位置付けられています。

計画事業56「環境学習、環境教育の推進」は、学校、地域、家庭、職場等で区民一人ひとりが環境学習に取り組み、実践行動に結びつけられるように、環境学習、環境教育を推進していくとともに、総合的な学習の時間、社会科、理科の時間などで環境学習を推進し、子どもたちの環境に関する意識啓発を図るための事業です。

事務局からの体系説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ただいまの説明について、補足があればお願いします。なければ、評価シートのご説明をお願いします。

【環境対策課長】 環境対策課長

環境対策課長です。

では、計画事業56「環境学習、環境教育の推進」について説明します。

初めに、環境学習発表会とまちの先生見本市についてです。

平成26年度は、平成27年1月31日に牛込仲之小学校で開催しました。環境学習発表会とまちの先生見本市を同時開催することで、地域の環境活動と教育現場とを結び付け、環境学習、環境教育を推進していこうと考えています。

初めに、環境学習発表会ですが、こちらは平成20年度から実施しています。内容は、各小学校による環境学習の成果の展示発表、当日参加する参加校による10分程度の舞台発表、環境学習に関連した講演会となっています。

それから、まちの先生見本市ですが、こちらのほうは平成14年度から開催しています。地域で環境分野の普及活動を進める個人、団体、NPO、行政をまちの先生として、実施している事業です。新宿の環境学習応援団として登録されたまちの先生は、地域や学校から環境学習情報センターに依頼があると、出前講座を行っています。

平成26年度の環境学習発表会の参加人数は195人です。まちの先生見本市は49団体、973人の参加がありました。また、出前講座は、平成26年度は99回実施しています。環境学習発表会の参加者数ですが、実施する小学校の児童数や会場の規模に大きく影響を受けますので、目標には達していませんが、児童一人ひとりに対して環境意識の普及啓発を図ることができたと考えています。ただ、環境学習発表会の設定目標については改善が必要と考えています。

次に、環境学習情報センターの活用です。こちらは、環境学習情報センターを核にして、区民や団体、企業と連携を進めて、多くの事業を実施しています。そして、環境学習の普及啓発を図っています。

指標ですが、環境絵画展、環境日記展を挙げています。環境絵画展は小中学生を対象として

おり、環境日記展は小学生が対象です。

環境絵画展、環境日記展それぞれの優秀作品は、こども環境シンポジウムで表彰しています。このシンポジウムでは、優秀者を表彰するとともに、受賞した子どもたちによる環境についての意見交換会を実施しています。環境絵画展、環境日記展の応募者数は1,000人を超えていて、ほぼ目標を達成することができたと考えています。

環境学習発表会や環境学習情報センターを活用したまちの先生による出前講座、環境絵画、環境日記などの普及啓発活動を通じて、環境学習、環境教育に参加した子どもから大人までの多くの区民に環境問題に関心を持っていただき、また、環境に配慮した行動に結び付けるきっかけになったのではないかと考えており、計画どおり実施したと評価しています。

今後は、環境の裾野をもっと広げたいと考えており、区民一人ひとりが環境問題に関心を持って、また、実践行動に結び付けていただくように、環境学習、環境教育を更に推進していく必要があると考えています。そのため、教育委員会との連携を一層進めるとともに、区民の皆さんが興味を引く環境学習・環境教育に関するメニューの検討も進めていきたいと考えています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明について、何か質問がありましたらお願いします。

【委員】

環境学習発表会というのは、1年に1回ですか。

【説明者】

教育支援課長です。基本的には1年に1回です。時期としては1月の末頃です。

【委員】

なぜ1年に1回なのですか。夏休みなどに行ってははどうですか。

また、会場についてはどのように決めているのでしょうか。

【説明者】

教育支援課長です。

基本的には、夏休みなどに環境学習を行った上で発表会を開催しますので、年に1回、1月末に行っています。

環境学習発表会については、小学校29校を五つのブロックに分け、各ブロック1校ずつ、それぞれ持ち回りで会場に設定しています。

【部会長】

もっと実施校を増やすことはできないのでしょうか。

【説明者】

教育支援課長です。環境学習発表会の担当校はそれぞれ年度で決まっていますので、担当校となった小学校はその発表に向けて準備を行いますし、ほかの学校については通常の授業の中

で環境学習を行います。

各校において、環境分野だけでなく、いろいろな授業を実施していかなくてはなりませんので、実施校を増やすことはなかなか難しいかと思えます。

【部会長】

全体から見るとそうかもしれませんが、普及啓発ということであれば、そういうことも考えられるのではないかと思いました。

【説明者】

教育支援課長です。ただ、通常の授業の中で、環境に関連した事柄について、各校で工夫を凝らしながら学んでいます。

【委員】

ですが、環境学習発表会を小学生時代に経験しない児童もいるわけですね。

【説明者】

教育支援課長です。対象が5、6年生になりますので、そういう児童も出てくるかと思えます。1、2年生ですと、発表すること自体が難しいので、5、6年生を対象としています。

発表自体は、いろいろ工夫を凝らしていて、パワーポイントで説明したり、ダンスをしながら発表を行ったり、ということもあります。準備にかなり時間が掛かっていますので、発表を見る側もとても楽しめる内容となっています。

【委員】

環境学習というのは、児童の学習のカリキュラムの中に入っているのですか。

【説明者】

教育支援課長です。教科として位置付けられているわけではありませんが、総合的な学習の時間で学習を行っています。

【委員】

区からの要請で学ぶということではなく、各校が自主的に手を挙げて行っているのですか。

【説明者】

教育支援課長です。もともと総合的な学習の時間の中で何を取り上げるかは、各学校の裁量となっています。別事業として、特色ある教育活動を行っているのですが、その中で環境教育を行っていない学校はありません。また、環境教育として必ず何を行うという指示を、こちらが出すこともありません。

【委員】

そうすると、環境学習というのは、区立学校の授業の中には組み込まれていないのですか。

【説明者】

教育支援課長です。理科や社会の時間などで環境学習を推進しており、当然その内容自体は組み込まれていますが、特にこちらのほうから、環境学習でこれをやってほしいということは言っていないです。

【委員】

担当校が決まるのはどのくらいの時期なのでしょうか。

【説明者】

教育支援課長です。年明けぐらいには来年の担当校が決まります。担当校にならなかったとしても、通常の理科や社会の授業の中で、環境教育を行っています。

【部会長】

所管部は環境清掃部と教育委員会事務局ということで、両者が連携して、このようなプログラムで行っていらっしゃるということですね。

それでは、本日はこれで閉会とします。

お疲れさまでした。

<閉会>